

第 1 0 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和元年10月2日(水)
開会 午後3時00分
閉会 午後3時30分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

| 議席 | 氏 名 | 出席 | 議席 | 氏 名 | 出席 | 議席 | 氏 名 | 出席 |
|----|--------|----|----|-------|----|----|-------|----|
| 1 | 山口 友三郎 | ○ | 6 | 力武 正光 | ○ | 11 | 岸本 熊一 | ○ |
| 2 | 池田 良一 | ○ | 7 | 中島 徳雄 | ○ | 12 | 相良 安夫 | ○ |
| 3 | 福田 義晴 | ○ | 8 | 西山 哲 | ○ | 13 | 田代 三義 | ○ |
| 4 | 松尾 梨香 | ○ | 9 | 吉村 幸夫 | ○ | 14 | 山口 光壽 | ○ |
| 5 | 江向 信夫 | ○ | 10 | 前田 節朗 | ○ | | | |

議事録署名者 4番 松尾 梨香

14番 山口 光壽

5. 事務局職員

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|------|-------|-----|------|
| 事務局長 | 野中 信守 | 農地係 | 松林 豊 |
| 農地係 | 犬塚 貴博 | | |

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

| | | |
|---------|--|-------|
| 議案 第52号 | 農地法第5条の申請について | (3件) |
| 議案 第53号 | 農地法第4条及び第5条の申請について | (2件) |
| 議案 第54号 | 農地法第4条の申請について | (2件) |
| 議案 第55号 | 農地法第3条の申請について | (5件) |
| 議案 第56号 | 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 4件) | |

8. 報告事項

| | | |
|---------|---------------------|-------|
| 報告 第16号 | 農地法第18条第6項通知の受理について | (1件) |
|---------|---------------------|-------|

9. 連絡事項

なし

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--------|---------------|----|--------|--------------------|----|--------|---------------|----|--------|---------------|----|--------|-----------------------------|--|--|----------|----|
| 議長 | みなさん、こんにちは。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議長 | <p>それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 松尾 梨香委員、14番 山口 光壽委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table data-bbox="371 875 1430 1301"> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農地法第4条及び第5条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用権設定 通年</td> <td>4件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について 1件</p> <p>となっております。</p> | 議案第52号 | 農地法第5条の申請について | 3件 | 議案第53号 | 農地法第4条及び第5条の申請について | 2件 | 議案第54号 | 農地法第4条の申請について | 2件 | 議案第55号 | 農地法第3条の申請について | 5件 | 議案第56号 | 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について | | | 利用権設定 通年 | 4件 |
| 議案第52号 | 農地法第5条の申請について | 3件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第53号 | 農地法第4条及び第5条の申請について | 2件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第54号 | 農地法第4条の申請について | 2件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第55号 | 農地法第3条の申請について | 5件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議案第56号 | 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 利用権設定 通年 | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議長 | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第52号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局 | 議案第52号 農地法第5条の申請3件について御説明します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>議案の1ページ、33番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、宅地分譲地を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に該当します。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、34番になります。</p> <p>図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、35番になります。</p> <p>図面は案内図が7ページ、字図が8ページ、土地利用計画図が9</p> |
|-----|--|

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第52号 農地法第5条の申請については、以上3件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、33番について、担当委員から説明をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>分譲地への転用申請です。現地を確認しましたが、この地域は住宅地で、また、周りには農地は無くこの1ヶ所だけ畑として残っています。雨水は自然沈水と水路に流れ、宅地になれば、生活排水は下水道へ接続されます。営農上の支障はありません。生産組合長、区長の印鑑がありましたので、私も問題がないと印を押しました。ご審議宜しくをお願いします。</p> |
| 議長 | <p>33番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、34番について担当委員から説明をお願いします。</p> |
| ○番委員 | <p>所有者の方が売却して太陽光設備を設置したいと相談に来られました。ここは中山間地にある田です。国営には入ってません。</p> |

| | |
|------|---|
| ○番委員 | 雨水は自然沈下と水路に流れます。周辺の農地には影響がないと思います。区長、生産組合長の印鑑もございました。私も問題ないと印鑑を押しました。ご審議をお願いします。 |
| 議長 | 34番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、35番について担当委員から説明をお願いします。 |
| ○番委員 | 山の斜面に既に太陽光発電を設置されていますが、太陽光発電の申請地番を間違えて申請され、畑が1筆入っていることが後でわかったため、今回、始末書をつけて転用申請をされています。現地を見ましたが、山中に畑が1筆だけのため周辺の農地には影響はないと思います。区長、生産組合長の印鑑もございましたので、私も問題ないと押印しました。ご審議をお願いします。 |
| 議長 | 35番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第52号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第53号 農地法第4条及び第5条の申請について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第53号 農地法第4条及び第5条の申請2件について御説明します。 議案の2ページ、3番になります。 図面は、案内図が10ページ、字図が11ページ、土地利用計画図が12ページになります。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が大工小屋、資材置き場等にするための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていることに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案の2ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図が13ページ、字図が14ページ、土地利用計画図が15ページ、平面図が16ページ、立面図が17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>申請人が物置等を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)、県庁、市役所、支所から概ね300m以内に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>なお、許可を得ずに転用を行っていたことに対し、始末書が添付されています。</p> <p>議案第53号 農地法第4条及び第5条の申請については、以上</p> |
|-----|---|

| | |
|------|--|
| 事務局 | 2件です。 |
| 議長 | それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。 |
| ○番委員 | 申請地を無許可で埋め立てて使用していたようです。2筆ありますが、1筆は本人の土地、1筆は他の人の土地になっているため、4条及び5条の申請になっております。申請地は既に埋め立て大工小屋と駐車場、資材置き場に使用されています。そのため始末書の添付があります。現場を確認しましたが、雨水は自然沈下と道路側溝へ流れています。用水は確保されており、周辺の農地に影響はありません。区長、生産組合長の印もありました。私も了承いたしました。宜しくお願いします。 |
| 議長 | 3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。 |
| ○番委員 | 所有者さんが私の所に地図を持って説明に来られました。若干、住宅中心地から離れておりまして、地籍調査で畑に倉庫が建っていることがわかり、そのため始末書を添付されています。また、所有者の勘違いで譲渡人の土地も一体的に使っておられたようです。周辺は水路も通って側溝もあり排水関係は問題ないということで、区長、生産組合長の印鑑も貰われていました。私も確認して押印をしております。ご審議をお願いします。 |
| 議長 | 4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第53号 農地法第4条及び第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第54号 農地法第4条の申請について事務局 |

| | |
|-----|---|
| 議長 | から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>議案第54号 農地法第4条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、16番になります。</p> <p>案内図が18ページ、字図が19ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ17番になります。</p> <p>案内図が20ページ、字図が21ページ、土地利用計画図と断面図が22ページ、平面図が23ページ、立面図が24ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。</p> <p>申請人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | 議案第54号 農地法第4条の申請については、以上2件です。 |
| 議長 | 16番について、担当委員の方から説明をお願いします。 |
| ○番委員 | 植林の申請です。字図にもありますように、隣接する三面は既に山林となっておりまして、周りの農地に迷惑かけるようなところではございません。雨水も今までと変わりもなく自然沈下です。区長、生産組合長の署名もございましたので私も問題はないと署名をしております。ご審議をお願いします。 |
| 議長 | 16番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、続きまして17番について、担当委員から説明をお願いします。 |
| ○番委員 | 集合住宅の申請です。ここは用途地域でもありますし、周りには他に農地はない状態です。雨水は道路側溝へ生活排水は下水道に接続されます。集合住宅を建てるには問題ないと思ひ押印しています。区長、生産組合長の印鑑もあります。審議のほどお願いします。 |
| 議長 | 17番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第54号 農地法第4条の申請に2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第55号 農地法第3条55番については、○番○○委員が申請人である事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 ○番○○委員は退席をお願いします。 (○番委員退席) |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>それでは、議案第 5 5 号 5 5 番について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 5 5 号 農地法第 3 条 5 5 番についてご説明します。 申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第 5 5 号 農地法第 3 条 5 5 番についての説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、農地法第 3 条 5 5 番につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので議事参与の制限により退席していただいた○番○○委員には着席をお願いいたします。</p> <p>(○番委員着席)</p> <p>それでは、5 6 番から 5 9 番の説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 5 5 号農地法第 3 条 5 6 番から 5 9 番につきましてご説明いたします。議案は同じく 4 ページとなります。すべて申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>4 件すべて農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第 5 5 号 農地法第 3 条 5 6 番から 5 9 番については以上です。</p> |
| 議長 | <p>議案第 5 5 号 農地法第 3 条 5 6 番から 5 9 番申請についての審議していただき、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第55号 農地法第3条については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第56号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の通年について、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第56号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年について御説明いたします。</p> <p>議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が4名、貸付人が4名で、面積は田が15,130㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6ページ、7ページに掲げております。</p> <p>議案第56号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年については、以上4件です。</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局より説明がありましたが、議案第56号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕利用権設定の通年4件について御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>特に無いようですので、議案第56号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年4件につきましては、申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | 局から報告をお願いします。 |
| 事務局 | <p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案は8ページを御覧ください。</p> <p>28番につきましては、貸人の都合により合意解約されます。解約後は転用予定であり、議案第54号農地法第4条申請に上程しています。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理については以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>報告第16号について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> |
| | <<<議事終了>>> |